

熊本県告示第553号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成15年5月21日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
介護支援事業所さかもと 八代郡坂本村大字葉木3875番地の2	有限会社 介護支援事業所さかもと	平成15年5月12日

公 告**熊本県公告第343号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告する。

平成15年5月21日

熊本県知事 潮 谷 義 子

作業種類	作業期間	作業地域
基本測量（基準点測量）	平成15年5月20日から 平成15年12月20日まで	八代市、水俣市、玉名市、宇土市、菊池郡旭志村、阿蘇郡南小国町及び産山村、上益城郡御船町、益城町及び矢部町、八代郡坂本村、千丁町、鏡町、竜北町及び泉村、葦北郡芦北町並びに球磨郡多良木町、水上村及び球磨村

熊本県公告第344号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成15年5月21日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 都市計画の種類
熊本都市計画地区計画 除ノ上地区地区計画
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所
熊本県土木部都市計画課

熊本県公告第345号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成15年5月21日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 都市計画の種類
菊池都市計画公園 3・3・1号 菊池川水辺公園
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所
熊本県土木部都市計画課

熊本県公告第346号

県営浦川地区（第6工区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地計画を定めたので、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。

利害関係人で異議のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議を申し立てられたい。

平成15年5月21日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧の期間 平成15年5月22日から
平成15年6月18日まで
- 2 縦覧の場所 浦川土地改良区事務所
- 3 縦覧に供する書類の名称
(1) 換地設計書
(2) 各筆換地明細書